

環境影響評価に関する図書等の公表に係る実施要領

制 定 平成 23 年 6 月 1 日 環創環評第 20 号 (局長決裁)
最近改正 令和 6 年 6 月 1 日 み環評 第 68 号 (局長決裁)

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）又は横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）に基づく計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に関する図書及び書類（以下「図書等」という。）について、インターネットの利用その他の方法により公表を行うにあたり必要となる事項を定める。

(目 的)

第 2 条 この要領は、環境影響評価等に対する市民の理解や参加、環境保全に関する知見の共有・蓄積を促進する等の観点から、法又は条例に基づく公表手段として、インターネットの利用及び横浜市立図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(用 語)

第 3 条 この要領において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び横浜市環境影響評価条例施行規則（平成 23 年 6 月横浜市規則第 67 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(対 象)

第 4 条 公表の対象とする図書等は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の左欄に示すものとする。

(公表の方法)

第 5 条 インターネットの利用による公表は、図書等を横浜市ウェブサイトにおいて公表（以下「ウェブ公表」という。）するものとする。

2 図書館における公表は、事業者から図書等の寄贈を受け、横浜市立中央図書館及び事業に関係する区の地域図書館において、閲覧及び貸出し（以下「閲覧等」という。）を行うものとする。

(公表の期間)

第 6 条 ウェブ公表を開始する日（以下「公表開始日」という。）は、原則として、対象とする図書等の提出又は送付があったことを公告する日とする。公表を終了する日（以下「公表終了日」という。）は、原則として、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の右欄にそれぞれ示す時期とする。

2 図書等の閲覧等の期間は、図書館の規定に則り行うものとする。ただし、対象とする図書等のうち、法及び条例で縦覧規定のあるものについては、閲覧開始日を当該図書等の縦覧開始日に原則合わせるものとし、縦覧終了日までは閲覧等を行うものとする。

(図書等の受理)

第7条 事業者は、条例に基づき別表第1又は別表第3の図書等を提出するにあたっては、規則で定められた提出書に公表に関する必要事項を記載した上、電磁的記録を添付し、閲覧等に必要な部数の図書等とともに提出するものとする。

2 事業者は、法に基づき別表第2の図書等を送付するにあたっては、第2条の趣旨を理解し、ウェブ公表及び図書館における閲覧等に協力する場合は、様式1による環境影響評価図書等の公表等に係る許諾書(法対象)(以下「許諾書」という。)に、必要事項を記載した上、電磁的記録を添付し、閲覧等に必要な部数の図書等とともに送付するものとする。

(電磁的記録の作成仕様)

第8条 事業者が提出する電磁的記録は、次の仕様とする。

- (1) CD-ROM等の可搬型の電子媒体とする。
- (2) ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用い、各々のファイル容量を指定する容量以下になるようにする。

(著作権への留意)

第9条 図書等をウェブ公表するにあたっては、著作権その他に関する問題が生じないように、次のとおり留意するものとする。

- (1) 事業者は、図書等の記載内容に、図書の作成者以外の者が作成した地図、写真、図形などの著作物(以下「引用著作物」という。)が含まれ、著作権法上の権利侵害の確認が必要なものについては、当該著作権者から引用及びウェブ公表することについての許諾を得て、その旨を提出書又は許諾書へ記載するものとする。
- (2) 市長は、ウェブサイト上に、著作権者の許諾を得ないで複製、転用等を行うことは禁止されている旨記載するものとする。
- (3) 引用著作物に関して、著作権者の許諾を得られない等正当な理由があつて、事業者からウェブ公表について許諾できない旨の申出があつた場合には、その箇所について公表できない理由をウェブサイト上に記載した上で、当該箇所を非掲載とする。

(その他)

第10条 ウェブ公表及び図書館における公表に関して、その他必要な事項は、関係者と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（条例に基づく図書等）

図書等	公表終了日
計画段階配慮書（条例第8条第2項）	環境影響評価方法書の公表開始日
配慮市長意見見解書（条例第12条第1項）	配慮市長意見見解書の公表開始日から1年を経過した日
環境影響評価方法書（条例第17条第2項）	環境影響評価準備書の公表開始日
環境影響評価準備書（条例第24条）	環境影響評価書の公表開始日
準備書意見見解書（条例第29条第1項）	環境影響評価書の公表開始日
環境影響評価書（条例第32条）	別表3で規定する事後調査結果報告書（最後に提出されたもの）の公表開始日から1年を経過した日

別表第2（法に基づく図書等）

図書等	公表終了日
計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書（法第3条の7第1項）及び要約書	環境影響評価方法書の公表開始日
環境影響評価方法書及び要約書（法第6条第1項）	環境影響評価準備書の公表開始日
環境影響評価準備書及び要約書（法第15条）	環境影響評価書の公表開始日
準備書についての意見の概要及び見解（法第19条）	環境影響評価書の公表開始日
環境影響評価書及び要約書（法第26条第2項）	別表3で規定する事後調査結果報告書（最後に提出されたもの）の公表開始日から1年を経過した日 ただし、条例第57条が適用されないものは、環境影響評価書の公表開始日から1年を経過した日

別表第3（事後調査に関する図書等）

図書等	公表終了日
事後調査計画書（条例第38条第1項、条例第57条）	事後調査結果報告書（最後に提出されたもの）の公表開始日から1年を経過した日
事後調査結果報告書（条例第38条第3項、条例第57条）	事後調査結果報告書（最後に提出されたもの）の公表開始日から1年を経過した日

様式1 (第7条第2項)

環境影響評価図書等の公表等に係る許諾書 (法対象)

年 月 日

横浜市長 宛

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称
及び代表者の氏名〕

下記の図書等について、特定の個人が識別される情報など「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に規定される不開示情報を含まないことを確認の上、横浜市ウェブサイト上で公表することを許諾します。

また、横浜市立図書館で公表することに同意し、閲覧のために下記の図書等を寄贈します。

.....(書名).....

なお、当該図書等のウェブ公表に係る引用著作物の許諾状況については、次のとおりです。

引用著作物 (地図、写真、図形等)	著作権者	許諾状況 (該当するものに○)
		許諾 ・ 不許諾 ・ その他 (その他:)
		許諾 ・ 不許諾 ・ その他 (その他:)
		許諾 ・ 不許諾 ・ その他 (その他:)

地図について、国土地理院等の承認を得ている場合の承認番号

公表する提出図書等の電磁的記録の著作権等に関する事項

(注)不開示情報が含まれていた場合、それを公表することが「個人情報漏洩」等に該当するおそれもあるため、十分ご配慮ください。

様式1 (第7条第2項)

環境影響評価図書等の公表等に係る許諾書 (法対象)

年 月 日

横浜市長 宛

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称
及び代表者の氏名〕

下記の図書等について、特定の個人が識別される情報など「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に規定される不開示情報を含まないことを確認の上、横浜市ウェブサイト上で公表することを許諾します。

また、横浜市立図書館で公表することに同意し、閲覧のために下記の図書等を寄贈します。

.....(書名).....

なお、当該図書等のウェブ公表に係る引用著作物の許諾状況については、次のとおりです。

引用著作物 (地図、写真、図形等)	著作権者	許諾状況 (該当するものに○)
		許諾 ・ 不許諾 ・ その他 (その他:)
		許諾 ・ 不許諾 ・ その他 (その他:)
		許諾 ・ (その他:)

【記載事項】
(例) 電磁的記録については、印刷及びダウンロードの制限をかけないことについても同意の上、提出します。

※著作権法第30条で認められている私的使用を妨げないため、また、制度や事業に対する理解促進、予測・評価技術の向上に資するため、制限をかけないウェブ公表に何卒ご協力をお願いします。

なお、ご協力いただけない場合は、その旨をご記載ください。

地図について、国土地理院等の承認を得ている場
公表する提出図書等の電磁的記録の著作権等に関する事項

(注)不開示情報が含まれていた場合、それを公表することが「個人情報漏洩」等に該当するおそれもあるため、十分ご配慮ください。